

いじめ問題対応マニュアル（概要）

1 早期発見・未然防止

○日常的な観察と情報共有
○保護者との情報共有
○アンケート調査の活用
○相談窓口の周知



いじめの疑い・いじめ問題の発見



2 初期対応 ※管理職への速報の徹底（担任等→学部主事→管理職）

○事実確認（いじめられた児童生徒等、関係児童生徒からの聴き取り）：**担任等**
○情報集約（担任等からの情報を集約、仮判断）：**情報集約担当者（学部主事）**



3 調査方法の確認と認知

○判断や対応の決定：**学校いじめ防止対策組織** → **担任等へ**

①認知しない場合

○必要な指導と見守り
：**担任等**
○指導内容や方法の検討
：**学部、生徒指導主事等**

②認知する場合

○家庭訪問等による
丁寧な説明
：**担任等**
※「守り抜く」姿勢

③重大事態の場合

○教育委員会に報告
○教育委員会と対応を協議
○調査・報告
：**学校いじめ防止対策組織**



4 対応方針の決定：**学校いじめ防止対策組織**

○対応方針及び役割分担の決定
○全職員の共通理解、児童生徒保護者等への説明、児童相談所・警察との連携・調整



5 解消に向けた取組

○被害児童生徒への支援・ケア：**担任等、養護教諭、S C**
○加害児童生徒への指導・支援・ケア：**担任等、養護教諭、S C**
○関係保護者との情報共有・支援：**担任等、学部主事、生徒指導主事等**
○他の児童生徒、保護者等への対応等：**担任等、学部主事、生徒指導主事等**



6 解消の判断

○被害児童生徒、保護者との面談等による確認：**担任等、養護教諭、学部主事等**
○2つの条件を満たしているか確認：**担任等、養護教諭、学部主事、生徒指導主事等**
①いじめに係る行為が止んでいる②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない